

# 佐賀県茶業試験場における研究費の管理・監査のガイドライン

平成21年2月24日制定

佐賀県茶業試験場（以下「当場」という。）における研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行については、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っているところであるが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、適正な管理を行うために基本となる事項を定める。

## 第1節 機関内の責任体系の明確化

研究費の執行管理を適正に行い、不正防止を図るため、機関全体として、以下の責任体系を定める。

### （1）最高管理責任者

場長は、最高管理責任者として、研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

### （2）統括管理責任者

副場長は、統括管理責任者として、研究費の管理・運営について、所長を補佐する。

### （3）コンプライアンス推進責任者

副場長は、コンプライアンス推進責任者として、研究費の管理・運営状況を確認し、不正防止を図るために研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。また、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているかなどをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### （4）職員の責務

職員は、県の一般財源による研究費はもとより、個人や研究担当単位の発意で提案され、採択された競争的資金による研究課題であっても、研究費は公的資金を県として受入れたものであり、組織による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### （1）ルール of 明確化・統一化

- ① 研究費の執行に当たっては、県の予算制度、財務会計諸規程、佐賀県茶業試験場の管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき執行しなければならない。
- ② よく尋ねられる質問については、FAQ等で統一見解を明確に示す。
- ③ 事務処理手続に関する当場内外からの相談を受け付ける窓口として、総務担当を

充てる。

(2) 職務権限等

場長は、研究費の執行に関し、県の財務会計諸規定、管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき、当場の責任と権限を明確にする。

(3) 関係者の意識向上

- ① 場長は、業務打ち合わせ会議等において、研究員と予算の執行を担当する総務担当職員の情報の共有化を行うとともに、万が一不正行為が発生した場合は、試験研究機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、職員に対し十分に認識させる。
- ② 総務担当職員は、研究を行う上で必要な事柄については、予算制度や財務会計諸規定に照らし、実現可能であるかを検討するとともに、その検討結果を速やかに研究員に説明する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、研修実施計画の策定を行い、研究員に対してコンプライアンス教育および研究不正行為等に関する研修を実施する。また、公的研究費に対する行動規範を策定し、遵守する誓約書の提出を求める。

(4) 告発等の取り扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

① 告発等の取扱い

告発等（報道や会計監査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は速やかに最高責任者に伝えるとともに、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告する。

② 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、公正かつ透明性の確保の観点から当センター以外の者を含めた調査委員会を設置して調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を行うものとする。第三者の調査委員は、当センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

③ 調査中における一時的執行停止

当センターは、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

④ 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行う。

⑤ 懲戒処分について

研究費の不正使用が明らかになった場合は、地方公務員法、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例、同規則その他関係諸規程等に則って処分の対象とする。

### **第3節 不正を発生させる要因の把握と研究費適正管理計画の策定・実施**

#### (1) 不正を発生させる要因の把握と研究費適正管理計画の策定

- ① 研究費の執行に当たり、問題となりうる具体的な事項（リスク）を洗い出し、一覧表を作成する。  
その際には、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。
- ② 洗い出した問題となりうる事項について、不正発生の可能性となる要因を試験研究機関全体に起因するものと、当場に特有のものに分類した上で、両者に対する具体的な対応方法を示した研究費適正管理計画を策定し、実施する。

#### (2) 研究費適正管理計画の実施

- ① 研究費適正管理計画を適切に実施していくため、副場長及び総務担当係長、研究担当係長をもって構成する研究費適正管理計画推進チームを設置する。
- ② 研究費適正管理計画推進チームは、当场全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関等と協力して、研究費の適正使用に関する改善策を講じる。
- ③ 副場長は、研究費適正管理計画の実施状況を管理・監督し、必要に応じて各係・研究担当に対して改善を指示する。
- ④ 関係機関と情報交換を行い、管理計画の見直しを行い、適正化・効率化を図る。

### **第4節 研究費の適正な運営・管理活動**

試験研究上必要な物品の発注について、チェック機能が十分発揮できるような措置を講じるとともに、試験研究上必要な物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、次のような対応を適宜組み合わせる。

#### (1) 発注権限の明確化

- ① 当場内における発注権限や範囲を明確にするため、その権限や範囲を明示した資料等を作成し、機関内外に対してホームページ等により公表する。
- ② 研究予算の執行状況が確認できる発注伺いを作成し、適正な予算執行に努める。また全ての予算について場全体の執行状況が確認できる体制とする。

#### (2) 検収体制の強化

- ① 総務担当係は、研究担当等への納品に当たっては検収を徹底するなど検収体制の強化を図る。
- ② 納入業者に対して、総務担当係の検収確認印がない場合は支払いができない旨を周知する。
- ③ 各研究担当等に対して、納品時の受領年月日及び受領印(又はサイン)の記載を徹底するよう周知する。
- ④ 不正に関与した業者については、取引停止等を行う。

## **第5節 情報の伝達を確保する体制の確立**

- (1) 研究費の適正使用に関し、当场内外からの相談及び通報を受け付ける窓口を農政企画課内に設置するものとする。
- (2) (1) 以外の窓口として、「県庁ほっとライン（佐賀県庁公益通報制度）実施要綱」（平成28年9月12日制定）に定める窓口も活用できるものとする。

## **第6節 監査委員による監査**

地方自治法第199条に基づく、監査委員の監査をもってあてる。

## **第7節 モニタリングの在り方**

研究費管理に関する不正防止を図るため、不正防止推進チームと連携し、総務・普及担当係長等による内部監査を定期的を実施する。

## **第8節 外部への公表**

研究費の適正管理の取り組み等について、ホームページ等により外部に公表する。

### 附則

- このガイドラインは、平成21年2月24日から施行する。  
平成26年4月1日から施行する。  
平成28年9月21日から施行する。  
令和5年4月1日から施行する。

(HPへの掲載例)

## 佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県茶業試験場長

佐賀県茶業試験場では、研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当社における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県茶業試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者：佐賀県茶業試験場長  
（機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者）
- 2 統括管理責任者：佐賀県茶業試験場副場長  
（最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者）
- 3 **コンプライアンス推進責任者：佐賀県茶業試験場副場長**  
**（研究費の不正防止対策、コンプライアンス教育、研究費の管理・執行に関するモニタリング等を実施する者）**

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県茶業試験場総務担当係  
〒843-0301  
佐賀県嬉野市嬉野町下野丙1870-5  
電話：0954-42-0066      FAX：0954-20-2004  
電子メール：[chagyoushiken@pref.saga.lg.jp](mailto:chagyoushiken@pref.saga.lg.jp)

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県農林水産部農政企画課  
〒840-8570  
佐賀県佐賀市城内1-1-59  
電話：0952-25-7257      FAX：0952-25-7290  
電子メール：[nouseikikaku@pref.saga.lg.jp](mailto:nouseikikaku@pref.saga.lg.jp)
- ◇ 佐賀県ほっとライン（公益通報制度）  
[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00320108/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00320108/index.html)  
県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。
- ① 県庁ホットラインに関する問い合わせ先  
〒840-8570  
佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県総務部人事課

電話：0952-25-7011

FAX：0952-25-72691

電子メール：[jinji@pref.saga.lg.jp](mailto:jinji@pref.saga.lg.jp)

②県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール：[k-hotline@pref.saga.lg.jp](mailto:k-hotline@pref.saga.lg.jp)

○封書での通報の場合には、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

○電子メールでの通報の場合は、メール件名に「公益通報」と記載してください。

(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載が無い場合、通報メールとして確認できないことがありますので、必ず記入してください。)

※通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

# 佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制

佐賀県茶業試験場長

最高管理責任者

研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関と協力して、研究費の適正管理に対する改善策を講じる。

研究費適正管理計画推進チーム

佐賀県茶業試験場副長

統括管理責任者

コンプライアンス責任者

研究費の管理・運営について、最高管理責任者を補佐する。

総務・普及担当係長

内部監査

研究費の不正防止対策、コンプライアンス教育、研究費の管理・執行に関するモニタリング等を実施する

副所長・研究担当係長

不正防止推進チーム

機関全体の観点から実態を把握・検証し関係機関と協力して研究費の不正防止に対する改善策を講じるための相談を受け付ける窓口

研究費の適正使用の相談・通報相談窓口

研究費の適正使用に関し、試験研究機関内外からの相談及び通報を受け付ける窓口

佐賀県農林水産部 農政企画課

地方自治法第199条の監査の実施

監査委員による監査

佐賀県庁ほっとライン（公益通報制度）

佐賀県総務部人事課

監査委員